「簡易な施工計画」作成の注意点

　総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により，徳島県電子入札システムでは，平成２９年７月１日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため，総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）の標準様式をワードファイルに変更しています。

　平成２９年７月１日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は，ＰＤＦ形式に変換して申請してください。

　なお，簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も，なるべくＰＤＦ形式にて提出するようにしてください。

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ： Ｒ１営繕　阿南光高等学校　阿南・新野　２号館等解体他工事

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上配慮すべき事項」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 本工事は，学校敷地内の校舎のうち，正門前に位置する２号館及びそれに附帯する施設等の解体工事である。敷地内の近接する既存施設を使用しながらの工事となることから，生徒及び職員，施設利用者の動線を確保するとともに，工事車両と動線が交錯する箇所等について安全を確保する必要がある。  また，敷地の前面道路は幅員が狭く，本工事により幹線道路からの工事車両の出入りが頻繁になることから，周辺住民および道路通行者に対する安全対策が求められる。  　さらに，工事による騒音，振動，粉じんが敷地内外に影響を及ばすことがないよう十分な環境対策を行う必要がある。  　ついては，これらのことを踏まえ，次の全ての事項について，具体的に記述すること。  　①敷地内の既存の施設利用者に対する安全対策  　②周辺住民及び道路通行者に対する敷地外の安全対策  　③周辺住民及び施設利用者への影響を低減するための留意事項（騒音・振動・粉じん）    ※①の項目についての記述に対して，②の項目で評価することはないので，  　　テーマに沿った記述になっているのか，再確認を！ |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ： Ｒ１営繕　阿南光高等学校　阿南・新野　２号館等解体他工事

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上配慮すべき事項」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 1. 敷地内の既存の施設利用者に対する安全対策 2. 周辺住民及び道路通行者に対する敷地外の安全対策 3. 周辺住民及び施設利用者への影響を低減するための留意事項（騒音・振動・粉じん） |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ： Ｈ○○　○○○○○工事　　←※工事名が間違っていないか確認を！

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上の課題への対応」の的確性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ○○ということ（工事特性）に鑑み，○○する観点から，次の事項について記述すること。  　①　○○・・・  　②　△△・・・  　③ ■■・・・  　④ ××・・・  ※①の項目についての記述に対して，②の項目で評価することはないので，  　　テーマに沿った記述になっているのか，再確認を！  特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る（補足：工程表）を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上とする。  　なお，「記述枠」の規格値は縦21.0cm，横17.0cm以内とし，55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし，アンダーラインを使用して記述した箇所については，評価の対象としないので注意すること。  　また，執行機関での印刷結果において，以下の項目に一つでも該当する場合は，「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。  ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合  ②「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から５mmを超えて大きい場合  ③「記述枠」内に56行以上の記述がある場合  ④ Ａ４版でない場合  ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合  注１：手書きの場合も同様とする。  注２：文字のうち，写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題，図表等と一体とみなすことができる名称等，また，英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。  注３：「記述枠」内に県が記載している文章については，テーマ番号以外は削除しても良いが，記載が残っている場合は，行数に含める。  注４：空白行は，行数に含めない。  注５：写真・図は行数に含めないが，表中の行は行数に含める。  ＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞ |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。